

大阪・梅田駅周辺サイン運営連絡会設置要綱

(目的)

第1条 大阪・梅田駅周辺において、来街者の利便性の確保と回遊性の向上を目的に大阪・梅田駅周辺サイン整備検討協議会により策定した「大阪・梅田駅周辺サイン整備標準仕様（共通ルール）」を適切に維持することを目的として、大阪・梅田駅周辺サイン運営連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会は、別表1に掲げる鉄道事業者、地下街管理者及び道路管理者（以下、「管理者等」という。）で構成し、オブザーバーとして、別表2に掲げる関係機関が参画する。

なお、オブザーバーのうち、公益財団法人大阪観光局は、事務運営に関して事務局より相談等があった場合、助言を行う。

2 連絡会の事務局は、大阪都市計画局が担う。

(所掌事務)

第3条 連絡会は、第1条に定める目的を達成するため、情報等の共有、課題の検討、方針の整理を行う。

(会議)

第4条 連絡会の会議は、事務局が招集する。

(サインの整備主体)

第5条 サインの整備は、管理者等が行う。

2 第1条の目的を達するため、管理者等は相互に協力する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 大阪・梅田駅周辺サイン整備検討協議会設置要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。

別表 1

構 成 員
大阪市高速電気軌道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 一般社団法人グランフロント大阪 TMO 大阪地下街株式会社 株式会社第一ビルディング 大阪市街地開発株式会社 一般社団法人西梅田地下道管理協議会 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省近畿運輸局 大阪市（建設局）

別表 2

オブザーバー
公益財団法人大阪観光局 大阪府（都市整備部、府民文化部） 大阪市（危機管理室、計画調整局、北区役所、経済戦略局）